

別紙 4

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

主 論 文 の 要 旨

論文題目

肢体不自由児施設における
虐待を受けた子どもの支援に関する研究

氏 名

大橋 麗子

論 文 内 容 の 要 旨

本論の目的は、肢体不自由児施設で行われている虐待を受けた子どもの支援には、どのような課題があるのか、その課題を解決していくためには、どのような方法がありうるのか、示唆を得ることである。

本論は、5つの研究により、6つの章で構成されている。

1章では、現在の肢体不自由児施設及び近接領域で行われている虐待を受けた子どもの支援を先行研究から概観し、肢体不自由児施設の支援課題を明らかにするための研究課題を示した。日本における子ども虐待に対する取組みは、2000年に児童虐待の防止等に関する法律が施行されたことを契機とし、様々な側面から進められてきている。例えば、虐待を受けた子どもにとって、より適切な養育環境のあり方が検討され、社会的養護を提供する施設においては、小規模住居型児童養育事業が進められ、小規模型の施設が増えつつある。また、虐待を受けた子どもへの心理的支援においても、個別的心理治療だけではなく、日常生活が心理治療的効果を持つために、施設職員を対象にした教育的介入や、子どもと施設職員の関係性を扱う治療的介入が行われるようになってきている。

一方で、虐待を受けた子どもが肢体に障害を持つ場合、子どもの社会的養護先として、肢体不自由児施設が選択されることもある。肢体不自由児施設に入所する虐待を受けた子どもは増加しており、2010年の調査（米山，2011）では、入所する子どもの12.0%が虐待を受けた経験があることが明らかにされている。肢体不自由児施設は、障害児の治療、訓練に加え、障害をもつ虐待を受けた子どもに社会的養護を行う役割も担っているといえる。肢体不自由児施設に入所する虐待を受けた子どもには、もともと障害をもっていた子どもが多いこと、ネグレクトが多く、家庭への退所は非常に困難であるといった特徴があることが明らかになっている。しかし、肢体不自由児施設における虐待を受けた子どもの支援についての研究は、多くが事例研究であり、かつ良い結果を得られた事例の報告に限られている。肢体不自由児施設に入所する虐待を受けた子どもと養育者に対する支援の実態は、あまり明らかにされておらず、肢体不自由児施設における虐待を受けた子ども及び虐待した養育者に対する系統的な援助システムの研究もなく、それぞれの職員が試行錯誤で療育を行っているのが現状であるともいえる（下山田，2011）。

このような現状を踏まえ、本論では、肢体不自由児施設で行われている虐待を受けた子どもの支援を行う職員に焦点をあて、職員が経験している困難と、支援が機能している状況を調査することで、どのような支援課題があるのか、その課題を解決していくためには、どのような方法がありうるのか、示唆を得ることを目指す。また、日常生活支援を行う職員が、精神的健康を保ち、よりよい支援を行うためには、職員に対するどのような支援が有効なのか、職員の支援に対する態度やバーンアウト、子どもへの対応についての調査を行う。

2章1節(研究1)では、肢体不自由児施設で虐待を受けた子どもに支援を行う職員を対象とし、虐待を受けた子どもの支援の際に経験する困難について記述するデータをボトムアップに分析することで、肢体不自由児施設の職員が経験する困難を統合した全体構造を把握した。その結果、職員は、肢体不自由児施設で行われる支援の多くで困難を経験しており、それは、虐待を受けた子どもの特徴や、子どもに知的な障害があること、養育者の養育が困難な状況、施設内外の連携体制も関連があることが明らかとなった。また、虐待を受けた子どもに対する支援として必須である、生活環境全体が治療的効果をもつ「治療的養育」を行うことが困難となっている現状が示されていた。

2章2節(研究2)では、肢体不自由児施設の看護師を対象とし、看護師が経験する困難はどのような特徴をもつのか理解することを目的に調査を行った。その結果、病院に勤務する看護師を対象とした先行研究と同様に、肢体不自由児施設に勤務する看護師も、家族への直接的支援に困難を感じていることが明らかとなった。また、施設勤務年数が10年未満でかつ虐待を受けた子どもへの支援人数が5名以上の看護師は、虐待を受けた子ども支援において困難を感じやすいことが明らかとなり、障害をもつ虐待を受けた子どもの基本的理解と支援の基本的方法を知るとともに、子ども個別の特徴やかかわり方、具体的支援の方法について経験豊富な看護師や他職種と共に検討を行う機会を持つ等、肢体不自由児施設での勤務年数が短い看護師が、サポートを受けながら肢体不自由児施設の看護師としての経験を積むことができるシステムが必要であることが示唆された。

3章(研究3)では、支援が機能している状態に着目し、肢体不自由児施設で支援が機能する時には、どのようなことが起こっているのか、その全体構造を知ることが目的として調査を行った。その結果、子どもの支援においては、虐待を受けた子どもにとっては重要な支援である、個別担当性というシステムのもと、子どものペースに合わせた個別対応が行われていること、子どもにかかわる職員の支援の方向性が一致していること、養育者に対しても外部機関と連携して積極的にかかわりを継続的に行っていること、職員個別の知識だけではなく、施設全体に子ども虐待についての理解がある前提が示されていた。

4章(研究4)では、支援が機能し、肯定的変化をたどった事例を感情調整と内省機能の点から詳細に分析を行った。その結果、変化の過程では、日常生活支援を行う職員がアタッチメント対象として機能することの重要性が示唆された。そのためには、子どもの視点から生活の構造を見直して、子どもが安心できる明確なルールや人的環境をチームで構成することが必要であることが示唆された。

5章（研究5）では、肢体不自由児施設の1病棟を対象に虐待を受けた子どもの基本的理解とその支援について研修を実施し、その前後の職員の態度やバーンアウトの状況、子どもへの対応について調査を行った。その結果、肢体不自由児施設勤務5年未満の職員は、「職員の対応」の「ネガティブな感情的対応」や「距離をおく対応」が5年以上の職員よりも高いことが確認された。加えて、「ネガティブな感情的対応」が高まることはバーンアウトのリスクとなることが確認された。また、研修によって、職員の主観的な子ども理解が高まり、他の職員に子どもの対応の応援を頼みやすくなったという変化がみられた。しかし、研修により、職員の対応やバーンアウトに変化は見られなかった。これらの結果から、特に肢体不自由児施設での勤務年数が浅い職員には、虐待を受けた子どもに支援を行ううえでのサポートが求められており、職員が虐待を受けた子どもの行動を、アタッチメントやトラウマ体験の視点からも理解し、必要な支援を組み込むことができるための研修等、職員が継続的に学ぶことができる機会を作ることが必要であると考えられた。

6章では、総合的考察として、本論で明らかになった肢体不自由児施設における虐待を受けた子どもの支援を行ううえでの課題をまとめた。職員には、障害をもつ子どもの虐待の影響を評価し、他の職員と共通理解すること、目標を設定することの困難があることが明らかとなり、解決策のひとつには、知的な障害をもつ子どもを評価できる指標の開発が急務であることを示した。また、肢体不自由児施設で治療的養育を行うためには、職員が虐待を受けた子どもの特徴を踏まえた上で、それぞれの専門的支援を行うことが望ましく、そのためには、段階的継続的に職員が学ぶことができる研修等のシステムの存在が必要であると考えられる。特に子どもに密接にかかわる日常生活支援を行うケアワーカーには、専門的知識やスキルを学ぶ機会、自らが行う支援や子どもとの関係性を確認できる機会を定期的に設定することが重要であると考えられる。その他には、治療的養育環境の整備の方法、養育者・家族に対して支援を行う際には、肢体不自由児施設が主体となって支援を行う役割も検討する必要がある等について考察を行った。